

農地渇水・高温対策支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 近年頻発している猛暑や少雨などの異常気象による農業経営等への影響が懸念されることから、園芸生産者等が取り組む渇水・高温対策に必要な設備等（以下、「設備等」という。）の導入費用を補助することで、気象に影響されることなく収量・品質を確保できる農産物の生産体制構築に資する。

2 農地渇水・高温対策支援事業（以下「本事業」という。）による取組は、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行う。

(交付対象者及び交付要件等)

第2条 交付対象者、交付要件、補助対象経費及び補助率等については、別表に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象外経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 水源確保（井戸掘削）費用のうち、事前調査及び試掘に要した経費。
- (2) 掘削した井戸の水量や水質が、水源としての役割を果たすことができない場合の掘削等に要した経費。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められない経費。

(申請の様式等)

第3条 要綱第3条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、福島市農業振興事業（農地渇水・高温対策支援事業）補助金交付申請に係る同意書（第1号様式）とする。

(その他)

第4条 この要領に定めることのほか本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

交付対象者	福島市内に住民登録を有する販売農業者
交付要件	次の要件をいずれも満たすこと。 (1) 納税義務を果たしていること。 (2) 福島市内のほ場に設置される場合であること。 (3) 国、県及び農業者団体等の施策等と重複申請でないこと。 (4) 農業保険等の共済制度に加入すること。
補助対象経費 (※)	(1) 渇水・高温対策が期待できる設備等の導入費用 (例：自動灌水装置、灌水同時施肥装置、細霧冷房 等) (2) 水源確保(井戸掘削)費用 ※ 補助対象経費には、設備等の設置費用を含むこととする。
補助率・上限額	補助対象経費の3分の1以内とし、50万円を上限額とする。
備考	本事業実施年度における補助は、1経営体に対し1回のみとする。

第1号様式

福島市農業振興事業（農地渇水・高温対策支援事業）補助金
交付申請に係る同意書

令和 年 月 日

福島市長 様

住 所 福島市

氏 名

福島市農業振興事業（農地渇水・高温対策支援事業）補助金の交付申請にあたり、農地渇水・高温対策支援事業（以下「本事業」という。）実施要領等の規定を順守するとともに、下記事項に同意します。

記

- 本事業で整備した渇水・高温対策に必要な設備等（以下、「設備等」という。）については、善良な管理のもと農産物の品質向上を図るため使用します。
- 本事業で整備した設備等については、農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）第12条に規定する財産の処分制限の期間、他の目的に使用し、譲渡し、処分し、交換し、貸しつけ、又は担保に供したりしません。
- 本事業で整備した設備等を対象とする農業保険等の共済制度に加入します。
- 福島市補助金等の交付等に関する規則、要綱及び本事業実施要領に定める事項を順守し、必要書類等については遅滞なく提出します。